

## 第38回 ふじみ衛生組合地元協議会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成26年10月23日（木）18時30分から20時55分まで
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出席 出席 23人（欠席者3人）

### 第38回 ふじみ衛生組合地元協議会

出席委員 嶋田一夫（会長）、小林義明（副会長）、石坂卓也、小松日出雄、坂本暁徳、佐々木善信、杉本正隆、武谷宏二、田中一枝、浪岡孝、藤川澄子、牧野隆男、増田雅則、山添登、山本益雄、井上稔（副会長）、齊藤忠慶、澤田忍、清水富美夫、柏原公毅

- 4 出席者  
事務局 土方 明、大堀和彦、飯泉研  
エコサービスふじみ株式会社 望月博  
パシフィックコンサルタンツ株式会社 吉留雅俊
- 5 傍聴者 なし

### 【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
  - (1) 第37回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について
  - (2) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について
  - (3) 施設の運転結果について
    - ① ごみ搬入・灰等搬出（平成26年4月～平成26年9月）について
    - ② 平成25年度の環境測定結果（平成26年4月～平成26年9月）について
- 3 その他
  - (1) ふじみまつりについて
  - (2) 次回日程
  - (3) その他
- 4 閉会

### 【配布資料】

- 【資料1】 第37回ふじみ衛生組合地元協議会議事録（要旨）
- 【資料2-1】 今後の水銀対策の現状について
- 【資料2-2】 ごみ搬入適正化パンフレット
- 【資料2-3】 水銀含有製品の実態等調査
- 【資料2-4】 ふじみ衛生組合への要望・意見・苦情等及び廃棄物処理施設異常時の対応マニュアル（案）
- 【資料3-1】 ごみ搬入・灰等搬出結果（平成26年4月～平成26年9月）
- 【資料3-2】 平成26年度の環境測定結果（平成26年4月～平成26年9月）
- 【当日配布資料01】 武蔵野市の焼却施設定期整備に係わる可燃ごみの搬入について
- 【当日配布資料02】 ふじみまつりパンフレット
- 【当日配布資料03】 E委員提出資料

1 開会

事務局 : 【開会あいさつ】及び【資料確認】

2 報告事項

(1) 第37回ふじみ衛生組合地元協議会議事録要旨について

会長 : 最初に、報告事項、議事録要旨について。事前に配付していただきますので、お読みいただいていると思いますが、議事録について、確認をしたいと思っておりますけれども、間違ったところが何かありましたら、ご指摘をいただきたいと思います。内容、よろしいですか。 それでは、よろしいようですので、議事録については、配付をした議事録内容を確認をして、公開の手続きをとらせていただきたいと思います。

(2) ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会について

会長 : 2番目のふじみ衛生組合安全衛生委員会専門委員会について、事務局、報告をお願いいたします。

H委員 : それでは、第8回安全衛生専門委員会について、報告させていただきます。まず、資料2-1、「今後の水銀対策の現状について」でございます。

(1)でございます。三鷹市、調布市の両市域内にある全事業所に、水銀を含む有害物質の適正処理をお願いするチラシを配布ということでございます。このチラシは次の資料2-2でございます。

三鷹市のごみ対策課、調布市ごみ対策課のご協力を得まして、三鷹市の事業所に1,500枚、調布市の事業所に5,000枚、それぞれ配布済みでございます。

そして、(2)搬入物の検査の回数を増やすということでございます。平成26年7月から月1回行っていたものを月2回にし、うち1回は、職員による展開検査を実施しております。平成26年11月以降は、受託事業者にて毎月複数回実施する予定としております。

(3)水銀含有廃棄物を排出する可能性のある事業所に対してアンケートを実施し、水銀含有廃棄物の量を把握するとともに、適正排出の指導を行う。これは資料2-3でございますけれども、後ほど説明させていただきます。

その進捗状況でございますけれども、平成26年7月14日に、三鷹市医師会130部、調布市医師会160部、それぞれを送付させていただきました。そして、8月11日にふじみ衛生組合で回収し、集計作業が完了しましたので、後ほど、説明させていただきます。

これ以外に、8月14日に、医師会の非会員医療機関にも、三鷹市と調布市と合わせまして162の事業所、医療機関にアンケート調査を配布いたしました。そして、現在、ふじみ衛生組合にて集計作業をしており、もう間もなく終了いたします。

なお、10月9日に第8回安全衛生専門委員会がございまして、こちらでも報告は済ませております。

そして、(4)事業者等から瓶に入った水銀等の処理の相談があった場合には、両市のごみ対策課とも連携し行政回収を行うということでございましたが、平成26年9月10日、相談が三鷹市から1件、連絡がございまして、その水銀血圧計1台を回収し、処理したところでございます。

では、資料2-3の水銀含有製品の実態等調査のアンケート調査の結果について、ご説明させていただきます。

今回は第1回目といたしまして、医療機関の調査を行いました。三鷹市医師会、調布市医師会のご協力をいただきまして、三鷹市医師会及び調布市医師会の会員になられている医療機関を対象とさせていただきました。その集計結果が資料2-3でございます。回答医療機関の数は、三鷹市、調布市合わせまして202の医療機関でございます。内訳は、三鷹市が86施設、そして、調布市が116施設でございます。このアンケート調査の質問内容は、大きく3つの項目がございまして、1つが水銀血圧計の保有・使用状況についてです。そして、2つ目が水銀体温計の保有・使用状況についてです。そして、3つ目が水銀に関する意識調査、この3つの項目でございます。

資料2-3をごらんください。この資料は左側を表にし、右側はその表を円グラフ化したものでございます。今、一番上を見ますと、両市の医師会全体で202施設と書いてございます。これは、202施設のうち、ゼロ台、水銀血圧計を持っていませんというのが67施設で、そして、1台所有していますというのが70施設、そして、2台所有しているのが30施設ということになります。1医療機関で33台持っているというところがございます。そして、総台数が364台というようなことになっています。

1 ページ目の2(1)、上段の水銀血圧計の保有状況でございますが、1台所有している施設から33台所有している施設まで含めまして、129施設が所有しております。割合で申しますと約60%でございます。そのうち、1台から3台まで所有している施設が多いことがこの表で見てわかることと思います。所有している総台数は、129施設で364台という結果でありました。

その下は、三鷹市医師会、調布市医師会の内訳の表でございます。

2(1)下段でございます。使用状況ですが、1台使用している施設から30台使用している施設がございまして、合わせまして103施設が現在も使用し、総使用台数は、103施設で265台でありました。364台のうち、265台が今も使われていますので、使用率は約70%ということになります。

2 ページ目、2(2)の上段です。「今後も使用しますか?」についてですが、「使用継続」が70施設、「将来は電子式を使用する」が49施設。これは将来と言っているもので、現在、まだ水銀血圧計を使用しているものと思われます。未記入が57施設。この57施設についても、どちらかというところ現在、水銀血圧計を使用しているのではないかと考えております。これらを合わせますと176施設になります。割合は約90%になります。当面、水銀血圧

計の使用はまだ継続していくものと考えられます。

2 (2)の下段です。使用している理由についてですが、これは1つの施設で複数の回答がありましたので、回答件数が202にはなりませんので、ご了承をお願いいたします。理由でございますけれども、数値が正確であるが50施設、使いやすいが33施設ありました。また、一番下にあります、その他の回答といたしまして、「停電時でも使える」、「重症者など電子式で測定できない場合に使用」などのコメントがございました。

3 ページ目上段の2 (3)でございます。「水銀血圧計を廃棄したことがありますか？」についてです。ゼロ台は114施設ございます。また、廃棄台数、1台から20台までありますが、合わせまして、あると答えたのは57施設で136台という結果でありました。

下の段、2 (3)「廃棄方法」でございます。どのようにしたかでございますが、「販売事業者に引き取り」が15施設、「産業廃棄物での処分」が21施設、未記入が137施設という結果でありました。この未記入137という件数ですが、先ほどの上段のところで、廃棄台数がゼロ台というのが114施設の回答がありました。未記入の137にはこの件数が含まれていると私どもでは考えておりますので、また、今後、調査を行うときは、この回答の表記をまた検討させていただきます。

一番下、「その他」の回答といたしまして、「医師会を通して」、「23区の清掃事務所にて引き取り」、「清掃施設まで自分で運んだ」などのコメントがございました。

4 ページ目、2 (4)上段でございます。「今後、水銀血圧計を廃棄する予定がありますか？」でございます。ゼロ台が110施設、1台から30台を予定している施設の総数は54施設で、137台という結果でありました。

2 (4)下の段、「廃棄方法はどのようにする予定ですか？」でございます。販売事業者の引き取りが15施設、産業廃棄物の処分が27施設、未記入が149施設という結果でありました。これも同様に、廃棄する予定のところでゼロ台が110施設ございましたので、このところが含まれていると思われれます。

そして、一番下、「その他」の回答として、「医師会を通して」、「検討中」などのコメントがございました。

5 ページ目3 (1)、ここからは水銀体温計の項目になります。上段の水銀体温計の保有状況でございます。ゼロ本が161施設、1本所有から30本所有している施設、合わせまして34施設が所有してございまして、その総本数は176本という結果でありました。

3 (1)下段でございます。使用している本数についてですが、ゼロ本が159施設です。1本所有から10本まで所有している施設が合わせまして17施設で現在も使用してございます。総本数は37本でありました。逆になりますが、使用していない施設は159という結果でございます。

6 ページ目、3 (2)上段でございます。「今後も使用しますか」についてですが、使用を継続するが15施設、将来は電子式を使用するが33施設、未

記入が133施設でございます。そして、使用しないが16施設という結果でありました。未記入の回答件数については、先ほど2(3)で水銀血圧計でお話ししました。同様のことと思われます。

3(2)下段、「使用している理由」でございます。これも1施設で複数の回答がありましたので、回答件数が202にはなりませんので、ご了承をお願いいたします。理由ですが、「数値が正確」が15施設、「使いやすい」が11施設、未記入が171施設という結果でありました。電子式の体温計はかなり多く使われていると思われます。

次の7ページ目、3(3)の上段でございます。「水銀体温計を廃棄したことがありますか？」についてです。ゼロ本が122施設、1本所有から20本所有している施設までで、あると答えた施設は27施設、総本数は108本でございます。

3(3)下段でございます。「廃棄方法はどのようにしましたか？」についてです。廃棄事業者の引き取りが7施設、産業廃棄物の処分が17施設、未記入が168施設でありました。

8ページ目、3(4)上段でございます。「今後、水銀体温計を廃棄する予定がありますか？」については、ゼロ本が124施設、1本所有している施設から40本所有している施設までで、これから廃棄しようとする総本数については、19施設で132本を予定していることがこの調査結果でわかりました。

3(4)下段、「廃棄方法はどのようにする予定ですか？」についてです。「販売事業者の引き取り」が3施設、「産業廃棄物の処分」が15施設、未記入が180施設でありました。先ほども申しましたが、水銀血圧計とは反対に、現在、電池式の体温計を使用している施設がかなり多いと思われます。

9ページ目、ここからは意識調査の項目でございます。上段の4(1)『常温で液体である唯一の金属』であることをご存じですか？』についてです。知っているが182施設で、全体の約90%という結果になりました。また、4(2)下の段、「水銀血圧計、体温計が破損し、水銀がこぼれた場合の対処についてご存じですか？」については、知っているが115施設で、知らないが80施設という結果になりました。

次の10ページ目、4(3)「水銀を含む製品を廃棄する場合、どのようにすればよいかご存じですか？」についてでございます。知っているが163施設で全体の約80%という結果になりました。4(4)下段です。「水銀を誤って燃やせるごみに出した場合、どうなるかご存じですか？」についてですが、知っているが134施設、知らないが64施設という結果でありました。

次の11ページにつきましては、水銀に関するご意見について、記入していただいたものをまとめて全て書き出しております。全部で16のコメントがございました。そして、最後に、12ページにつきましては、ただいま説明したことを要約したものでございます。

会長 : 続けてどうぞ。

事務局

： 続きまして、マニュアルにつきまして、ご説明申し上げます。資料ナンバー2-4でございます。前回の地元協議会以降にいろいろご意見をいただいたものを再度、事務局としてまとめたものがこの資料2-4でございます。まず、「1.目的」でございますが、この目的は、組合に寄せられる要望・意見に対する迅速な手続を明らかにしておくことと、環境保全協定第20条の苦情処理に規定されている問題事象が発生した場合、その事象内容の確認と原因究明に対応するためのスケジュール及び施設稼働における異常時の対応手続を本マニュアルで定めるというものにしたものでございます。

「2.対象」は、クリーンプラザふじみとリサイクルセンターに対する要望・意見・苦情等とすることをここで明らかにしたものでございます。

「3.施設稼働における異常時の対応手続」ですけれども、事故、災害時の初動対応マニュアルは、施設を運営管理しております事業者が具備しております。事業者から組合へ事象発生のお知らせ、その後の組合の手続をここにまとめたものでございます。(1)は、事故や災害等の対応手続として、①から⑦までまとめたものでございます。①としては、施設において、事故等の事象の発生を確認した場合、運営事業者あるいは業務受託者は、速やかに組合に連絡をし、各事業者の事故等対応マニュアルにより対応する。②は、組合は、組合の緊急連絡網により関係部署等に事象発生を通知をする。③が組合は、専門委員会を開催して事象の内容を説明する。④番目は、専門委員会は、廃棄物処理施設の異常事象に関することについて、審議・調査・評価して、その内容を専門委員会より組合に提言をする。⑤は、正副管理者は、専門委員会からの提言を受け、組合の今後の方針を定める。⑥が組合は、環境保全協定第21条第1項に該当すると判断した場合には、同条に基づき誠意を持った対応をするものとする。⑦は、組合は、地元協議会に専門委員会の内容を報告する。広範囲に影響がある案件については、両市の市民に広報紙等による説明や周知を図るという内容でございます。

(2)は、クリーンプラザふじみにおいて排ガス自主規制値を超えた場合の措置ということで、別紙3に個々の5項目についての対応が記載をされております。別紙4のフロー図につきましては、焼却炉の立ち下げ、立ち上げの問題があった場合の手続をそこに規定、まとめたものでございます。

次に、2ページ「4.要望・意見・苦情等の対応手続」ということで、まず、(1)には、その受け持ち窓口を組合の総務課ということで明確にここに規定をしたということでございます。

(2)は要望・意見・苦情等の対応フロー、流れということで、これは別紙1のフロー図に沿って①から⑩まで対応するようにまとめたものでございます。まず、①につきましては、地域住民から要望・意見・苦情等が組合に寄せられた場合、組合職員は受付票により受け付ける。これは別紙2に書いてあります。後ほどご説明いたします。ただし、この案件が健康

問題にかかわる場合には、要望等寄せられた方に問診票による調査を依頼し、問診票をふじみ衛生組合安全衛生委員会健康部会長に引き継ぐ。組合は、ふじみ衛生組合の地元協議会に諮る必要性について、受付票に組合の考え方を添えて地元協議会正副会長と協議をする。ただし、緊急性がある事象は、地元協議会正副会長に連絡後、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会を開催する。

②は、組合と地元協議会正副会長が協議の結果、地元協議会に諮る必要があるとした場合、地元協議会を開催をするということです。

③が地元協議会は、協議の結果、専門委員会に委ねると判断した場合には、組合に通知をするということです。

④が組合は、地元協議会から専門委員会開催が必要であると通知された場合、専門委員会開催を専門委員会委員長に連絡をする。

⑤が委員長は、専門委員会を開催し、施設部会、または健康部会に諮る事象なのか、組合より運転データ及び環境測定データ等の資料の提供を受け、協議をする。その結果により、専門委員会の部会としての調査を開始をする。

⑥が専門委員会施設部会は、運転管理問題・異常時の事象に関すること及び施設にかかわる要望等について審議・調査・評価をして、その内容を専門委員会より組合に提言する。

⑦は、専門委員会健康部会は、健康問題に関する要望等について審議・調査・評価をする。

アとして、受付票を受けて、要望等申出者への問診票による聞き取り調査及び近年に受診している健康診断データの調査に基づき、専門委員会健康部会の医療関係者による第一次の調査・検討・評価を行う。ただし、必要に応じて専門委員会健康部会に調査・検討・評価に当たり、要望等寄せられた方以外の地元住民の現在及び過去2から3年間にわたる健康診断結果の提供を依頼することができる。

イは、評価結果が組合施設にかかわる影響による疾病の可能性ではないと判断された場合には、両市の医師会の先生のご協力により、医療機関を紹介し、診療をお願いをする。

ウとして、第一次の評価結果が組合施設にかかわる影響による疾病の可能性が疑われる場合には、専門委員会健康部会医療関係者は、疫学的調査を含めて調査手法を立案して、第二次の調査・検討・評価を実施する。その場合には、両市の市民の健康状態問診票調査実施や過去5年間の健康診断データを個人及び両市から提供してもらい、専門委員会健康部会医療関係者の大学、保健所の委員並びに両市の関係部署の協力のもとに行う。

エとして、専門委員会健康部会は、第二次の調査・検討・評価内容を専門委員会より組合に提言する。

⑧として、正副管理者は、専門委員会から提言を受け、今後の方針を定める。

⑨として、組合は、環境保全協定第21条第1項に該当すると判断した場合には、同条に基づき誠意を持って対応するものとする。

⑩として、組合は、地元協議会に専門委員会の提言及び今後の方針を伝える。広範囲に影響がある案件については、両市の市民に広報紙等による説明や周知を図るという内容でございます。

これは4ページに別紙1と書いてございますが、①から⑩まで記載されておりますが、それに符合するように記載をしております。ここの段階で、実は専門委員会の質疑の中で、1ページの3の施設稼働における異常時の対応手順にも、このフロー図の手順に番号と符合するような形で整理をとるという意見がございました。

それでは、3ページに戻っていただきまして、「5.情報の公表」でございます。これもいろいろ意見をいただいておりますので、2つに分け、(1)は、施設に関することで、年度ごとに廃棄物処理施設の異常事象の件数と項目別内容の概略を公表するという内容です。(2)が健康問題等の事案で、年度ごとに要望・意見・苦情等の件数と項目別内容の概略を公表するというものをここに定めたものでございます。

次に、4ページのフロー図です。今、2ページの4の項目のところで流れを説明しましたが、4①～⑩の内容をここに図式化したものでございます。後ほどご覧いただければと思っております。

次に、5ページ、「別紙2 受付票」でございます。これはもう4回ほど資料を出させていただいておりますが、最後の末尾のほうに、顛末という欄を新たに加えさせていただきました。

ご意見として、流れが1枚の表でわかるようにしておいたほうがいだろうということで、事象を受けたときから、どういうふうな対応をしてみたかということを中心に簡略的にまとめていくということで、この顛末という欄を設けさせていただきました。

次に、別紙3でございます。これは6ページから10ページまで、各ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、一酸化炭素、それから水銀等々の事象が発生した場合に、制限値を超えた場合の炉の停止手順等を定めたものでございます。これはもうたびたび出してございますので、後ほど見ていただければと思っております。

11ページの別紙4でございます。これは別紙3の各項目により焼却炉を停止した場合、その手順と、立ち上げに向けての手順を流れ図であらわしたものでございます。これも前回まででご説明申し上げておりますので、後ほど見ていただければと思っております。

次に、12ページの別紙5でございます。これは専門委員会の医療部会の角田副会長から、問診票の案として出されたものでございます。この内容につきまして、議論をした結果、先ほどフロー1に沿うように第3項の部分の整理をしてほしいという意見が1つ、ありました。それと、事象の各事故対応マニュアルについては、どのようになっているか、きちんと説明

をしてほしいということで、前回の資料にも、頭出し、目次ということで皆さんにお示しをしたと思いますが、本編が非常に厚い冊子なものですから、これにつきましては、もし見たいという希望があれば、私どものところにはございますので、お見せすることができます。

それから、緊急連絡網についても、どのようになっているかということでご質問がございました。これにつきましても、事業者、また、我々行政の緊急連絡網はいざという時のためにきちんと具備してございますので、その中に、今回、このマニュアルの緊急連絡網の中に地元協議会の正副会長も含まれているというお話をさせていただきました。

そのほかの意見としては、専門委員会委員長から、大学の調査のところ、ページ数でいきますと3ページ上段に「専門委員会健康部会医療関係者の大学」等々という、その文言については、専門委員会の先生方が時代とともに交代した場合に、こういう文言では対応し切れないのではないかというご意見がございました。

それから、もう一つは、ここには、何かがあった場合に予算の対応が必要であるというご質問がございましたけれども、これはそれを前提にマニュアルとして具備しているものと意見を述べさせていただきました。

会長 : ご苦労さま。専門委員会報告、大きく分けて2つの報告がございました。議論は2つに分けて行いたいと思います。最初に、水銀対策の現状、資料2-1から2-3を提示されていますが、そのことについて、まずご質問、ご意見ございましたら、どうぞ。ございませんか。

それでは、前回の地元協議会で約束をしてというか、次回に送らせてもらったことがございます。前回、資料6として、E委員の質問、回答について9ページ程度の資料をお配りしてありますが、施設に関連するさまざまな意見を大分いただいています。そのことも、それをごらんになって、皆さんの中でご質問がございましたら、お受けをしたいと思います。

特にございませんか。特にございませんようですから、前回の申し送りの課題も含めて、資料6は、前回の資料6も確認をするということにしたいと思います。

今日、実はE委員から、水銀の問題につきまして、新たに水銀の連続測定に関係しながら、資料をお配りして意見を述べたいという申し出がありますが、皆さんのご意見で取り扱いを決めたいと思っています。資料をお受けして議論をするか、どうか。そういうふうに申し上げても、お困りになるかと思うんですが、前回の質問は、皆さんのほうでごらんいただいたように、大きく分けると3点にあると僕は思っています。

1つは、廃棄された水銀の被害、拡散シミュレーションが妥当かというふうな問題や、炉内に残留した水銀の処理はどうなのかという問題。2つ目は、施設機能に関して、水銀の投入量と除去機能93.1%の関係、あるいは投入量、施設の除去機能を補強しなきゃならないのではないか。これは質問ではなくて、意見。3つ目が単位排出量と総排出量について、長期

にわたって有害物質を浴びる住民の立場をどう考えるのかというふうな問題。3つがE委員の意見だったと理解していますが、事務局が対応して回答されている中でも、前回、資料のところには示されておりまして、事務局の回答で尽きているように私は思っているんですが、そういう受けとめで、特にこれ以上の議論の必要性を感じていないんですけども、E委員のほうから見解があったら一言。

E委員 : 今、会長からお話がありましたように、前回も、実は36回のときの議事録の中で回答と質問の内容が食い違っていましたので、別途、そのすり合わせを行いまして、あるだけの量の部分を計量されて、新たに出たということ。

それから、もう一つは、その当初の部分の事務局からの回答の内容も、実際の前回、説明が以前に説明があった内容と多少ずれています。私は、質問の内容と回答がかみ合わないということがありましたので、それをどういうふうに詰めていくかという中で、今回、資料を出して、お互いでその資料を共有する中で質問の内容を精査していけばいいのかな。というのは、前回の37回の質問の内容を見たとき、7回、質問しても、最終的な回答は得れなかった。それは、この場で質問した内容で答えられないということで、それは難しかったのか、それとも内容が伴わなかったのか。それは、質問をしている側も、受ける側も頭の中だけで想像しているわけですから、なかなか整合か、施設の問題というのを簡単に言えば、あそこ、幾つか重要な状態なんでしょう。問題は幾つかに分けられる。それは、項目には3つ分けたということで、今回、資料を見ていただいて、そこからいろいろな問題が出てくると思うので、それは今後、時間をかけてやっていく必要がある。多分、同じ土俵に乗せるためには何か資料がないと、個々の想像だけでの話の中で相当ずれが出てくる。だから、議事録の中の回答を求めても、そういった、お互いに土俵とか、その場が違っている中での回答ですので、なかなか一致したものが見えない。だから、それを大まかに防ぐためには、イメージした図を出したほうが効果がある。それで議論も短くなるし、内容も濃くなるだろう。

一番簡単なのは、 $0.2\text{mg}/\text{Nm}^3$ 、これが私どもが受けている水銀が外に出てきた話です。じゃ、その0.2ミリグラムというのはどうして出てきたのか。もともと自主基準というのは0.05なんです。0.2でとまっているのかといえれば、それは、測定器が測定する範囲が0.2が上限で、それ以上がはかれない。はかれない中でどういう操作が行われて、じゃ、その後の状況はどうなっているか。それはビジュアルに書いてみるとかなりわかりやすくなるので、ぜひそれは見ていただきたい。そうすると、この設備のごみ処理の場合は、火を消したから、すぐゼロになりますよということではなくて、余熱があったり、いろいろなものがあって、低下するまで連続してかかるんです。

この前の事務局の説明にありましたように、0.2、ここに達するまでの間がかなり逼迫したので停止をかけました。でも、停止をかけて、すぐとまる

のかといえ、そうではなくて、発生する水銀が少なくなってきた、徐々にとまったんですよという実態はあると。それを、じゃ、どういように図っていく部分は連続測定をしているというふうに、最新の設備を、装置をつくらしている。それをどう読み切るかというふうになると思うんですね。

でも、実際は0.05で前の市民会議のほうで水銀の基準を設計の中に盛り込んだ。その人は、水銀の問題は何とかしてほしいという願いがあるとすると、その解釈の仕方はもっと真剣に受けなきゃならないだろう。ただ、0.2の測定器ではかって上限いっぱいでしたよ。だから、0.2ですよということにはならないだろうと、それらをずっと関連すると、設備をつくった側の責任もあるだろうし、運用する側もあるだろうし、それから、ごみを収集する側のものもあるでしょう。そうすると、責任分界点というのは、じゃ、どこが分界点なのかという部分を明示する必要がある。

それで、3番目の資料としては、責任分界点を明確にしたものをつくってほしい。それで、その責任分界点の範囲内で個々が努力をし、収集することが一番いいことだと。だから、工場側で0.2がとまらないとするのであれば、そこは混入するものが当然入ってきたんだということで、自分たちの設備はどうでも精査する必要はないというふうな見解をとるのか、地震でも、台風でも、通常は溶けていないストレスの中で、例えば台風が40mのが来ても大丈夫なような設備にしてほしいと要求条件に出すとすると、40mが来たときに倒れるかどうかというよりは、その前に倒れないように、強度計算のときに余裕率というような形でつけることと、中の設備についても、仮にそのストレスを受けても十分耐えられるということを確認した中で、そのものが負荷が決まっているとなると、水銀に対しても……。

会長 : まとめてください。

E委員 : そういった意味で、1、2、3例は扱ってほしい。それで、水銀の中間報告の中で水銀の量を計算しているわけですけども、それもわかりやすく、設備と対応させた形で書いていましたので、その辺は資料を見ていただいて説明すると理解できるかなと。ただ、今の計算の内容では、どういう意図で、どういう計算をしているかが見えない。だから、私のほうでそれは解説するので、そういう形で、今後、この設備が完成した上で、もう確定している建築の中で、もう設備の内容も性能も決まったことだから、それを確認する必要がある。今まではその確認を何もしていないことになるんですけど、品質管理の中では稼働しなければわからない部分があるでしょう。だから、3年間の実施期間というのを設けて……。

会長 : まとめてください。

E委員 : それで私は1、2、3部分をつくったので、ぜひそれを見ていただいて、問題点を共有したいと考えています。議論はそれからスタートするかなと。

会長 : 今、ご発言いただきましたが、僕が冒頭、先ほど申し上げましたけれども、除去機能を含めて安全なのかどうかということが問題だと思います。そういう意味では、前回資料6の中身は、事務局側の答弁では、除去能力は廃棄物

処理総合研究会報告の図表で説明をされていました。

それから、2つには、分別した可燃ごみを対象とした施設であるということ。あらゆるごみを対象にしているわけではないわけです。

3つ目は、自主基準値を超えた場合には、燃焼を停止し、安全を図ること。そういう設備は確認されているというふうに、私は事務局報告を見ています。それより、E委員のご意見は、そのこととは関係なく、さらにもっと高い問題についてどう考えるのか。それは40mの台風か、50メートルの台風かという問題でありまして、時間の関係もありますので、E委員のペーパーについてどのように取り扱うかは、議事を進めていって、最後、時間がありましたら、もう1回、ご相談するというところで、今の資料2-1、2-2、2-3についてはご確認をいただきたいと思うんですが、よろしいですか。

意見・質問ございませんね、ありがとうございます。

なお、前回の資料6についても、私は了解しているわけですが、皆さんもご理解いただいているということですが、残された時間がありましたら、もう1回、ご意見をお伺いします。

それでは、続いて、資料2-4、マニュアルについて、ご質問、ご意見をお受けしたいと思います。どうぞ。

F委員 : 緊急マニュアルですけど、これはそもそも論になるかもしれませんが、こんな事態があっては困るわけですが、ある意味そういう点で、あったときのことを考えて、いわゆる究極のところ、これ、個人情報になるんですね。それで、今、このように案はできてきましたけど、大事な個人情報を提供するという点に関して、両市の責任ある、何か覚悟と申しますか、その部分がちゃんとこれは担保されているんですかという点も、そもそも論で僕の質問なんです、これ。これ、かなり何というんでしょうね。一番出したくない個人の情報ですね。そんなこと言っていられないという、そういう面ももちろんありますよ。だけど、事前にと申すことは、これ、かかっているわけですから、市民にそれなりの協力を得るためにも、これは、両市のそれなりのこういう情報を管理する立場の人間がどうこれに対して担保していくんだという決意表明みたいなものがないと、これはただの文言だけで終わってしまう危険性がありますよね。ということをおきたいんです。

会長 : 事務局、答弁ございますか。

事務局 : これは前回にもお話ししたかと思うんですが、今、委員から個人情報の保護について危惧されているという内容のお話がありましたけども、これについても、個人の個々のデータはデータなんですけれども、それを匿名化をして、特定ができない。ただ、その範囲にある、住まわれている方のデータから傾向を見るという方法によれば、個人の個人情報が特定できるような形での整理をしなければ対応ができないのかなと考えております。

会長 : 資料は出せるのか。

b 副会長 : おそらく両市とも出せないと思っています。今考えられるのは、例えば50代の市民の平均的な健康状態、そういうような、言ってみれば加工した2次データと言うんでしょうか、そういったものでもらう形になるかなとは思っています。ただ、これについては再度、両市の個人情報保護部門と、それから健康管理部門と詰めていきたいと思っています。今、現段階では個々人のデータをもらうことは難しいと思っています。そういった意味で、分析した2次データというんでしょうか、言ってみれば。大まかな地域特性をあらわすために、この地域ではこんな感じだというデータ、もらえてもその程度だと思っています。それも難しいかもしれませんが、これについては最終的に詰めさせていただきたいと思います。

会長 : F委員、よろしいですか。

F委員 : 補足で。前提でお答えすると、そういう異常事態だから、そんなこと言っていられなくて、とにかく全体的な被害を軽減するために協力しなきゃいけないという建前は、もちろん僕も感じています。ただ、建前だけじゃ進まないのがこの種の話なんですね、本来は。ですから、僕は慎重にあるべきだと思っているんですけど、そうは言っても、例えば別紙2の受付票などの、いわゆる要望・苦情等を含めて個人が特定される情報が組合に集まってくるわけで、その管理という問題もまた出てくるだろう。それは、究極のところは、先ほど来から専門委員会云々と言っていますが、これは、組合がどう対処するかという究極のところだと思いますので、組合が最終責任をとるということだと思うんです。

やっぱりここに集まってくる個人情報の管理というのは、管理していても、現在、この世の中は漏れているのが現実ですね。そういうことが皆さんのニュースに入ってきて、なおかつ、それでもナイーブなこういう情報を提供するということは、特定されないと言っても、何らかの形で集めるわけですから、そこのところは、そのためにも両市の決意みたいなもの、責任を感じて、だけど、こうだからという、これは組合だけの話じゃなくて、要するにしかるべきところの覚悟のほどがないと市民からの理解も薄くなるんじゃないだろうかという危惧はあるということですね。

会長 : ほかのご質問はありますか。A委員、どうぞ。

A委員 : 私は、ふじみ衛生組合が深刻な健康被害に対して疫学調査という言葉を入れて手続マニュアルをつくられたということに対しては評価をしているものであります。それを前提にしながら、私の意見や考えを少しお聞きいただきたいと思っています。

私どもふじみ地区自治会等連合会、これは調布側にあるんですけども、周辺の自治会長さんが集まって話し合う場が幹事会と呼んでおります。その席で、先週の第3土曜日に行われました。ちょうどその1週間前に専門委員会が行われて、こういう案ができたんじゃないだろうかと。だから、そういう場を通じて、ちょうどいいタイミングなので、幹事会でこの話を、説明を、紹介を各自治会長さんあたりにさせていただきました。今回の説明者は、町

会から出ている専門委員であるJ委員によって説明がありました。私は、大変説明は簡明でわかりやすい説明だと思いました。杉並病を例に挙げながら、原因不明のことに對して最終的に疫学調査という形で法的な決着を行うと、そういうシステムを今度、取り入れられたわけです。それも非常にわかりやすい説明をしたんですけれども、その後、私は司会を担当しておりますので、「ご意見ございませんか。」と申しあげましたところ、ある自治会長さんがこういう意見を申されました。それを皆様に紹介しながら、我々が考えるべきことをきちんと頭に入れて、大事なことを忘れてはいけないなということをお願いしておきたい。

それは、こうおっしゃいました。「こういうことをする前に、どうしたら、こういうことにならないのかということを考えてもらいたい。」、こういうことを申されたわけです。私どもは、そういうことは重々承知の上で説明したはずなんですけれども、そういうぐあいに二度ほど繰り返しを、同じことを言われております。私は大変重たくその言葉を受けとめて、自分なりに一生懸命考えようとして、今日ここに座っております。

つまり、疫学調査というのは、原因不明の甚大な健康被害に対して法的な決着を行うシステムでございます。しかし、私たちはしっかり頭に入れておかなきゃいけないのは、法的な決着がついたから全てオーケーじゃないということなんです。おそらくそういうことを言いたいんじゃないだろうかと私は推測しているわけです。

法的な決着はついたとしても、被害者の方の健康が戻るわけでもない。隣に住んでいる我々住民、当事者でない、健康被害を受けていない住民も、自分の持っている不動産価値の低下、そういう経済的負担を生むだろうし、それから、何と云っても、地域の受けるマイナスイメージというのは拭いようがない。こういうのが残っていくわけです。それはふじみ衛生組合にとっても同じことです。ここで二度と焼却場をつくって稼働するということはできなくなる。これは大変な事態に至るわけです。最終的に、このマニュアルの最終極点はそういう状況を浮かべることができるわけです。そういう中で、おそらくその自治会長さんはその辺を。それ以上は、お話しはありませんでしたけれども、やはり深く胸に入れておくことでないかなと、自分はそう思いました。

その上、そういうことを頭に置きながら、私の意見を少しこのマニュアルを見ながらお話しさせていただきたいと思っております。

私はこの地域や住民が非常にかかわり合いを持っている部分というのは、このマニュアルで言うと⑦番以降ではないかと思っております。⑦番です。つまり、地域住民が健康診断調査を行うという規定が棒線を引き張ってありますように、依頼することができるというぐあいに書いてあります。これについては、実は健康調査については、ちょっと前に地元協議会でも一度、話されたことがございましたね。ボランティアでやろうか、できるんだろうかというような議論をちょっとしたんじゃないか。その席で、私はこういう話

を申し上げたと思います。ボランティアという非常に曖昧、今、F委員の指摘も伺いましたけれども、ボランティアでやるんだという、非常に曖昧としているから、そうじゃなくて、地域の学校でやったらどうかとあえて申し上げました。

それは何を言いたかったのかということです。私は専門委員会で議論されていることを、一生懸命議論されているわけですから、そんなことできないよとは申しわけないから、学校という話をしました。私自身、学校に籍を置いた身でありますので、学校を通すということは大変難しいことは一番わかっているつもりです。非常に高度な教育的配慮が必要とされますし、ある試みをして何らかの事態が生じた場合にきちんとその責任を担保できるだけの制度がなければ、簡単にはできないということです。ですから、何もないときに、今みたいな平時で健康調査をボランティアだの何だのと、そんな簡単には行きませんよということを1つ、各委員の皆様、あるいはふじみ衛生組合にわかっていただきたいということを申し上げてみたかったわけです。そうやって、ほんとうに担保できますか、ボランティアで。100枚だったらできる、200枚だったらできる、1,000枚だったらできない、そういうレベルの話ではないんだということを皆さんに気づいてもらいたい。

そういうことを間接的に申し上げたつもりなんですけど、このマニュアルに従えば、そうではなくて、「ただし、必要に応じて」という言葉で置きかえられています。読んでいただければわかると思います。私は、「必要に応じて専門委員会は」となっていく。では、必要に応じてはいつなのかということになりますけど、この場では、これについて議論されてはおりません。

ただ1つ、前回、J委員のほうから、非常時である。既にこの事態は非常時だという、こういう言葉で語られたのだけではないかなと思っております。非常時という言葉はどう理解するか。これも大変幅がある。人によって非常時の理解は月とスッポンぐらいの開きがあると思います。だから、結局、決められないから、「必要に応じて」、では、これはどこが判断するのかというと、専門委員会健康部会の判断によるということに、この手続上はなっております。そこから非常時に向けてのマニュアルが、これはスタートでありますね。そして、さっき心配された自治会長の言葉、これは終点であります。スタートから始まって終わるまで、我々のほうが非常に地域住民がかかわり合いを持ってくる。

これを私は通読させていただきまして、専門委員会の中の一部会である健康部会というものの役割がものすごく大きいなと思いました。ふじみ衛生組合は専門の健康部会をどのようなところまで動かせる。ここまでできるんだというような判断に立ってやられたんだろうと思いますけれども、そういうことは考えられたことはあるのか。どこまで担うことができるのか。あるいはそういうことを専門委員会の中で議論されたのか。つまり、健康部会はどこまで自分たちができるのかという議論をされたのか。もしされたならば、議事録をとられているようですから、その様子をお話しいただければありが

たいなど。

つまり、私は、それぞれ個々健康調査して、さらにその次には、また第二次の評価をここの健康部会でやっていくわけですね。ここには正副会長を含み住民2名、4名が加わっているわけです。それらがこういうマニュアルをほんとうにやっていくだけの、担うあれがあるのかなと、ちょっとそこから私は持ちまして、それを議論されたのかな。私は、おそらくこの調査を行うにしても、専門委員会健康部会の名において調査をされるんだと思うんですけども、この場を一步でも外へ出ると、この組織を知っている人は誰もいません。その程度のもので。そこがほんとうにできるんだろうか。F委員の心配も、さっきもありましたけれども、そういうことを含めながら、私は語っているつもりなんですけど、私は、より中立公正を担保できるような別の組織というのは考えられなかったのかと。そういう議論はされなかったのか、あるいは衛生組合は考えられなかったのかということをやっと尋ねたいのであります。これも答えていただきたいなと思っております。

ほんとうに非常時という言葉を私なりに理解すれば、これは私の理解ですよ。この苦情の届けが何枚か上がってきた。苦情のあれが具体的に受付票という形で見るときには、既に実態は幾らか広がっていると認識されるわけですね、普通は。上がったところはほんの一部である。杉並病に関しても、健康被害者は100名を超えたというように私は理解しております。そして、いろいろな動きが受付票とは別に地域の中で起き始めている。あれっ、何かおかしいぞと、こういう状況があるのではないかなと。ないのに健康調査をやる必要は、私はあり得ないなと思っております。ですから、そういうことを評価しながら、果たして健康調査をやるときに、どうもふじみ衛生組合自身が当事者になりつつある、あるいは誰か法的な動きが起きれば、ふじみ衛生組合自身が法律的な当事者になっているという状況も生まれるのではないだろうか。私はそんなふうに思いながら、この文章を読んでおりました。

そうなったときに、ふじみ衛生組合の組織の中の専門委員会の中の健康部会がこういうことをマニュアルどおりするわけですけども、中立公正というようなところに耐えられるのかなという素朴な疑問を持ちました。これは私がちょっと考えたんで、具体的に、じゃ、どうなんだと言われると何も答えられないんですけど、より中立性、公正さを担保する、さらに上位の組織を何かつけれないんだろうか。そこに⑦番以下を委ねていくというようなことが全く議論されてなかったんだろうか。

疫学調査を行うといったような場合は、ほんとうにすごい事態だと思います。今は何もないところだけだなというか、この議論自身は非常に難しいわけです。杉並病の場合は、実態が先にあったわけですね。実態が先にあった。都の施設ですから、都のこういう審議会やったら、原因がわからない。国レベルでいっても、原因がわからない。しかし、住民が住んでいる杉並区は必死ですよ。住民がいるわけですから。だから、杉並区が一生懸命動いて疫学調査まで持っていった。その結果として、非常に短い時間の中で法律的な

解釈が決着がつけられたというものであるわけです。

だから、皆さんに、今日は案として出されておりますので、案として出されるからには、かなり上までの了承を得た上でここに出てきているんじゃないかと思えますけれども、その辺のことを私自身は少し聞いてから、司会の会長のほうでどのように扱うかわかりませんが、それを聞きたいなという気持ちを持っているわけです。

会長 : J委員、どうぞ。

J委員 : A委員、私が非常時と言ったことについて、ちょっと誤解がありますので、それを申し上げますと、私が非常時だと申しましたのは、専門委員会がふじみ衛生組合から苦情等を受けて、審議をするんです。これが第1段階ですが、その前に、この問題は専門委員会に回さないといけないと地元協議会で判断したときがおそらく非常時でしょう。こういう意味です。

つまり、我々は素人なんですけど、もし、何十通かのクレームや苦情があったときには、非常時と思うだろうという意味です。次いで健康部会がさらに調査を進めるべきかどうかを判断する際には、我々素人は入りません。一方健康部会にちゃんと結論を出してもらう際には、あくまでも周辺住民の希望者のデータも提出して参考にしてくださいと申し上げているんです。

会長 : 今、J委員からの意見がありましたけど、A委員の起こらないように、そこは最も重要なことかな、ご指摘のとおりだと私も思っています。起こった場合に、どのように対応するかというのがこのまともになっているわけですね。A委員の意見で、若干認識が僕と違うなと思う点は、対応フローは第1に地元協議会なんです。ここで今、J委員がおっしゃったように、取り上げて健康部会に委託する必要があるか、ないかというのは議論になると。ただ、健康部会の中立性、その他の問題も触れられましたが、こうした問題は、議論があるんだろうと思いますが、特に事務局のほうでご意見に対して何か見解を述べておきたいことがあったら、どうぞ。

事務局 : まず1つは、今、J委員のほうから言われたような内容で、ここを事務局としても一応書いたつもりでございます。それと、先ほど市民、住民のデータについても、ここに書いてあるように、依頼することができるので、強制的に出せというわけではないわけです。それと、もし、実際にはそういう大きな事象になった場合には、過去の、先ほど杉並病のお話も出ましたけれども、行政としては、アクションを起こさなければならなくなると思います。ですので、そういう事象が起こったときに、どういう段取りで進めるかということをご自分で定めるというのが本来の形ではないかなということ、こういうふうな考え方を伝えておこうかということでございます。

会長 : どうぞ。

A委員 : だから、私は今、会長さんのおっしゃったようなことと、私が言ったことは何の矛盾もないと思います。認識の違いもないんじゃないかと思えます。マニュアルをどうつくるかという問題であるわけですから、全然意思の齟齬はないんですよ。今、事務局の説明というのは、あくまでもふじみ衛生組合の中

のマニュアルづくりだという視点で今、述べられたわけですから、当然、そういう考えだってあることは、何も私は否定しておりません。それはそれだと思うんです。その上に立ってということで述べさせていただいたわけです。特に⑦番以下、市域やそこに住む住民、あるいは衛生組合を含めて、非常に重たい決断をそれぞれ必要とされるわけです。そういうときに、大丈夫ですかという僕の心配をお話ししたにすぎないわけです。だから、その辺を議論されているのかなということをお聞きしたんです。

会長 : わかりました。M委員、どうぞ。

M委員 : 貴重な意見をいろいろ聞かせていただいて、非常に参考になっております。それで、この受付票のことなんですが、これはあくまでも案で、もう既に、例えば事務所に行けば、これをもらって書いて出すということはできるんですか。

b 副会長 : まだ。ただ、これは書いてもらうんじゃないかと、我々が聞いて書くようにします。それはなぜかという、電話でもオーケーですので。ですから、電話でも、口頭でも、あるいはこういう何かメモ的に持ってこられても全て……。

M委員 : 極端に言ったら、明日行って、実はこういうことを施設にお願いしたいんですけどということがあれば、事務所へ行ってお話ししてもよろしいですか。

b 副会長 : 結構でございます。

M委員 : わかりました。

会長 : ほかにございますか。F委員、どうぞ。

F委員 : 先ほどb副会長のほうから個人情報についての見解は示していただいたんですけど、済みませんが、私、そもそも論でいつもこう思ってしまうものですから、やはりこの施設というのは必要な、どこかで使われなきゃいけないということにおいては、両市においてはどこかにつくらなきゃならないから、必要な施設。だけど、こういうリスクも抱えているということを見ると、やっぱり自分の近くに来て欲しくない施設、いわゆる迷惑施設ですね。僕は、迷惑施設からほんとうに必要な施設にするためにはということを1つの私は地元協議会に出るに当たっての1つのキャッチコピーに、自分なりのキャッチコピーにしているんですけど、やはりこのマニュアルをしっかりと、非常事態のマニュアルで、ほんとうは使わないことが望ましいわけですけれども、これをやるには市民の協力がなかったら、実際運用できないんですね。だからこそ、僕は両市の先ほど個人情報に1つ、題材として出しましたけれども、この施設は両市にとって必要な施設だというから、地域住民にある程度我慢もしてもらっている。その上でのリスクのこれは話ですからね。だから、僕は、個人情報の取り扱いが一番代表的な例であって、そこの両市のいわゆるこの問題に対する考え方だったり、決意だったり、そうすることによって、初めて市民も、ちょっと個人情報だけど、出したくないけど、協力するかという気持ちになるんであって、やってもやらなくても同じだったら、マニュアルを軽んじられてしまうことに、僕はなるんだろうと思うんです。

だから、何名、協力するかではなくて、この施設を安全に運行してもらうためにも、しっかりとした両市の決意表明をする中で、個人情報取り扱いも含めてなされるべきじゃないかと。だから、b副会長が先ほど関係部署と調整しますというお話で、僕は、一応理解はしますけれども、そのことに尽きるんじゃないかなと思って、ちょっと意見を述べさせていただきました。

b副会長 : 私どもも、こういうマニュアルをつくるというのはなかなかないと思っています。そういう意味では、正副管理者である三鷹市長、調布市長ともにこれをつくれという指示ですから、そういった意味では、両市長をトップに、安全を必ず確保するんだと、そういう決意のあらわれだと捉えていただければと思っています。私どもとしても、両市のそれこそ関係部署とは、綿密に打ち合わせをしながら、このマニュアルを確立させていきたいと思っています。

会長 : ほかに問題点、違う側面から何かご意見ございますか。なければ提案をされた中身で進めていくということにさせてよろしいでしょうか。

A委員 : ちょっといいですか。

会長 : はい、どうぞ。

A委員 : b副会長は今、両管理者の名前を挙げて、これでやっていくというぐあいにお話しされましたけども、私が少し申し上げたところなんかを含めて再度検討するという、あれは何。それも含めて、今ここで私は返事を求めてないんですけれども、急ぐ話でも、明日にやってくるという話でもないのでもう少し検討というか、その辺のことを管理者もこれで行けと言っている。一応了解があるから案として出したんだろうから、その辺のところを含めてもう少し考えていく方策はないのかということは今、ずばっと言わないでも思ったりもするんですけど。

b副会長 : ちょっと誤解があります。こういうマニュアルをつくれという指示を受けただけでありまして、中身について、これで了解をとったわけではございません。ですから、安全衛生専門委員会は来年2月に予定されていますし、そこである程度の案みたいなものを確定させていければと思っていますけれども、まだそういった意味では数か月の単位で時間もありますし、今日いただいた意見もきちんと踏まえたもので安全づくりをしながら、正副管理者、両市長に上げていきたいと思っています。

会長 : いいですか。

A委員 : では、安心しました。それでいってこそ、ほんとうの専門委員会と地元協議会の関係とか、いろいろな問題が積み重ねられて実のあるものになるんじゃないかと思っています。よろしくお願いします。

会長 : A委員の了解をいただいたようです。ほかに。C委員、どうぞ。

C委員 : 具体的なことは、ちょっと事例としては申し上げにくいんですけど、感想として申し上げたいと思いますけど、これだけのマニュアルを整備されたというのは大変なご苦労だと思います。それで、このマニュアルというのは、全てのことを網羅した文言、あるいは具体的な言葉というのはなか

なか難しいものですから、例えば個人情報のマニュアルとか、その漏れだとか、そういうものを防止するとか、結局、問題は異常時に発生した場合の処置なんですから、それが1件でも2件でも、出れば大変なことだと思います。その場合には、その発生した個人の方には、場合によっては、Aさん、Bさんの関係で個人名は明記しなくとも、そういうことを表現する場合があると思うんです。その場合、それもいけない、これもいけないじゃなくて、そういうものが1件でも2件でも、続いてきましたら、それは、完全に今度、ごみの施設に問題があると展開をされると思うんです。そうしますと、こういう内容が生きてきまして、その処理がどうやったら、その病気が発生したとか、問題点が発生したとか、究明になると思うんです。だから、その前段として、まず第一に、これは3年や5年で終わるものじゃなし、10年、20年続く問題ですから、それまでの道筋を一応マニュアル化しておいて、それに対応するという処置としては、私は非常に内容的には整っていると思います。

したがいまして、これは承認するとか、しないとかいうのではなくて、結局こういう方向で賠償問題も絡んでいく。だから、当事者は大変な責務を持ってやっていると思うんです。だから、これは1か月、2か月ずらして、果たしてこれ以上の文言が出るのかどうか、それも疑問ですし、第1段階はこういうマニュアルをつくってスタートすると。それで、事象というのはすぐ1年後、2年後発生するとは限りません。10年、20年かかるとは思いますけど、その場合の対応として、私は非常にこの事務局のご労苦に対して評価したいと思います。

会長 : ありがとうございます。ご意見は出尽くしたと思います。8時半ごろをめぐりに会議を進めているつもりなんですけど、まだありますか。

よろしいですね。今後まだ検討が続くという理解で、今日の段階は、マニュアルについて皆さんのご意見をお伺いしたということとして確認したいと思います。

## (2) 施設の運転結果について

① ごみ搬入・灰等搬出（平成26年4月～平成26年9月）について

② 平成25年度の環境測定結果（平成26年4月～平成26年9月）について

会長 : それでは、3番目の施設の運転結果について。

H委員 : それでは、クリーンプラザふじみとリサイクルセンターのごみ処理実績について、ご報告させていただきます。

資料3-1、はクリーンプラザふじみの平成26年4月から9月まで6か月間のごみ処理実績速報値でございます。

上の段、可燃ごみの搬入量でございます。合計欄、右側のほうが合計の数字でございます。三鷹市が約1万4,896トン、調布市が約1万6,885トン、そして、リサイクルセンターからの残渣が約4,113トン。武蔵野市からの相互支援のごみ量が約299トンでございました。

続きまして、下の段、搬出実績でございます。焼却灰が約3,302トン、飛灰が約986トン、鉄分が約117トンでございました。そして、焼却量でございますけれど、6か月間で約3万8,440トンでございます。その焼却に伴いまして発生した熱エネルギーを使つての発電量が6か月間で約1万9,973メガワットアワーとなっております。発電量の約3割弱ほどはクリーンプラザふじみとリサイクルセンターの施設で使いまして、7割強は売電いたしました。売電量は約1万4,778メガワットアワーとなっております。

続きまして、2枚目、リサイクルセンターの4月から9月までの搬入実績速報値でございます。青い棒グラフが平成26年度を指示しております。上の段です。三鷹市が約4,788トン。真ん中の欄です。調布市が約4,559トンとなっております。前年度、平成25年度と比べまして、両市とも少し減少しております。一番下の欄なんですけれども、両市の合計搬入実績は、約9,347トンという状況でございます。

続きまして、3枚目、資源物の搬出実績でございます。平成26年度の資源物搬出実績につきましては、上の段、一番左のアルミ缶から一番右の小型家電までは、記載のとおりでございます。また、下の段の資源物搬出実績でございますが、廃乾電池が約49トン、廃蛍光管が約18トン、搬出しました。これは北海道の民間施設で処理しております。

そして、次の処理困難物ですが、この6か月間での搬出はございませんでした。ちなみに、平成25年度の約2トンの品目につきましては、これは廃ライターでございまして、平成25年7月にスプレー缶・ライター処理機を導入するまで、4月から6月のこの3か月間は民間施設でこの廃ライターを処理しておりました。

そして、最後に、一番右のリサイクルセンター残渣ですが、全てクリーンプラザふじみで熱回収を行っております。約4,113トンをクリーンプラザふじみに搬出いたしました。

事務局：続きまして、環境測定結果について、ご説明申し上げます。

まず、排ガス測定ですが、網かけのしてある6月から8月のデータのとなります。まず、ばいじんについては、自主規制値が0.01g/m<sup>3</sup>Nに対して、1号炉、2号炉とも0.001未満となっております。

次に、硫黄酸化物ですが、基準値は10ppm以下に対しまして、1号炉、6月が3.7ppmと、8月が1.5ppmでございます。2号炉が、7月が2.5ppmと、8月が2.3ppmでございます。

窒素酸化物につきましては、50ppm以下という基準に対して、1号炉が、6月が8ppm、8月が7ppm、2号炉の7月が23ppm、8月が9ppmでございます。

塩化水素については、10ppm以下という基準に対しまして、1号炉が6月、2.1ppm、8月が1.3ppm、2号炉が、7月が0.5ppm、8月が1.1ppmでございます。

ダイオキシン類については、7月に第1回目の測定を行い、0.1ナノグラム以下の基準に対しましては、1号炉が0.00000014でございます。これは1億分の14ナノグラムですから、十億分の1グラムのなおかつ1億分の14であ

るという数字でございます。2号炉が0.00014。これは10万分の14ナノグラムとなります。

水銀については、0.05mg/m<sup>3</sup>Nという基準に対しまして、1号炉、2号炉ともに0.004ミリグラム未満となっております。

一酸化炭素につきましては、100ppm以下の基準に対して、1号炉の6月が12ppm、8月が8ppm、2号炉の7月が6ppm、8月が8ppmとなっております。これらをグラフにしたものが表3-2の裏面にA4で2枚添付してございます。それを後ほど見ていただければと思います。全て基準値をクリアしているという状況でございます。

続きまして、排ガス中の鉛でございます。10mg/m<sup>3</sup>Nが基準でございますが、1、2号炉とも0.004ミリグラム未満でございました。

カドミウムにつきましては、1mg/m<sup>3</sup>Nが基準でございますが、1号炉、2号炉ともに0.004ミリグラム未満ということでございます。

亜鉛につきましては、基準はございませんが、1号炉、2号炉とも0.004ミリグラム未満となっております。

次に、騒音・振動・臭気・排水の測定でございます。排水は6月に測定を行いまして、水質基準以下となっております。

次に、臭気指数ですが、7月に敷地境界線における測定を予定しておりましたが、9月に変更し、その結果は10未満となっております。その臭気の欄で一番右手の備考欄のところをごらんになっていただきたいと思います。これは6月に臭突出口における臭気測定結果でございます。臭突の突端での臭気濃度が19ということでございます。ただ、これは、着地点における臭気指数が12以下と規定されておりますので、その場合の臭突出口の臭気指数は、49が数値となっておりますので、19という数値は十分クリアをしているということになります。

次に、周辺大気の測定でございます。7月に測定を行いました。結果は別紙をごらんになってください。3枚目にあります。前回の測定結果が夏の部分の真ん中に黄色い帯をしてございますところが今回の測定結果でございます。

そこに記載されている数値を読み上げますと、浮遊粒子状物質につきましては、環境基準値の数値に対して十分下回った数値の0.016でございます。それから、二酸化硫黄につきましても、左の基準値欄に書いてあります数値に比較して下回った数値で0.003という数値でございます。窒素酸化物も同様に、0.011でございます。塩化水素につきましては、0.0003でございます。ダイオキシン類につきましても、0.012でございます。水銀につきましても、0.0004となっております。これが三鷹市立南浦小学校のデータでございます。

次に、しいの木公園の状況でございます。まず、浮遊粒子状物質につきましては、0.025、それから、二酸化硫黄につきましては、0.005、窒素酸化物につきましては、0.011、塩化水素につきましては、0.0005でございます。ダイオキシン類につきましては、0.013、水銀につきましても、0.0003という数値でございます。

次に「②－①差異」というところで、その差が出ておりますが、その数字もかなり低いオーダーでの変動ということとなっております。

全て基準をクリアしている状況でございます。

- 会長 : 資料3-1、3-2について、説明をいただきました。ご質問ありますか。
- F委員 : 前にも、前回のときも、この表の書き方で、水銀のところちょっと質問したいんですけど、定型の測定方法で定時測定なんで、これ、異常なしという報告になっていますね。だけど、一応6月には、1号炉はとまっているんですね。だから、これは法定の測定だから、こういう書き方になっているんだろうと思うんです。だから、私も、前に、たしか申し上げたと思うんですが、どこかにわかるようにしてくださいと。定例の測定じゃなくて、出たことに対して記録しておかないといけないんじゃないですかと。これは書き方について工夫するというように、たしか言っていたと思うんですけど、これだと全然異常がありませんでしたよと報告結果にまとまっちゃうわけですね。そうじゃなかったですよと。そういう趣旨のことを言って、書き方について工夫するというお答えをいただいていたと私は記憶しております。
- b副会長 : そのとおりでございます。ただ、ですから、1年間出したときに、今年の年度初めだったと思いますが、昨年、25年度1年間を出したときに、超えたとか、超えないとか、そういう話はさせていただいています。ここはあくまでも、今、F委員がおっしゃったように、計量証明つきのところを出しています。ですから、これはこれとして、特にそういう非常時が発生した場合には個別にご報告もさせていただいておりますので、そういった面では、この表はあくまでも計量証明つきの数字ということでご理解いただきたいと思っています。別に私どもは隠すつもりは毛頭ありませんし、1年間過ぎたところで、この1年どうだったかという数字は出させていただいておりますので、それでご了承いただければと思っております。
- F委員 : 私はそういうふうに理解していないし、了承もしてないんだけど、つまり、この表の書き方で、前に、6月に1号炉だって出たんだから、定型の測定結果じゃなくて、ここには米印を例えばつけて、それは個別的に異常値がありましたということがわかるようにしておかないと、記録ですからね。出した結果ですから、それは残すべきだと思うんです、記録として。だから、これが結局、これは一番の表示になるわけじゃないですか。だから、ここに書けないのであれば、米印か何かを入れて、それは何ですかということが見た人にわかるように。事務局がわかっただけじゃ、これはだめだということなんです。これ、市民に出しているんだから、市民にもちゃんと、あれっ、ここに何か米印あるけどという質問ができるようにしたらどうですかということ、それに対して、何か工夫しましょうというふうに、前回、前々回だったか言っていたと私は理解していて、また同じようなことが出てくるから、じゃ、趣旨が通ってないんじゃないかなと私は思うんですけど。
- 事務局 : 前々回にそういうご要望をいただきましたので、37回のときに、自主水銀

の測定ですね。連続測定ではない手分析のデータとしてお出ししてごさいます。

b 副会長 : もう一度、そうすると、高い数値になると、例えばその日に、ある1日、はかっていますけど、そういう議論になっちゃうと、一番高かったときを出せという話になるわけですね。例えばの話ですけど、ばいじんについても、当然、自主規制値を超えていないわけですけど、その場合でも、その中でも一番高かった数値を出せという議論になりませんかということをお願いしています。

F 委員 : 一応基準値として0.05と決めたわけですね。それをオーバーしましたよという事実があるわけだから。

b 副会長 : あります。

F 委員 : そのことだけはちゃんと書いて、どういう状態にあったかというのは、それは2ページ目、3ページ目で僕はいいと思うんです。僕はそういう趣旨で申し上げたはずですよ。

会長 : 質問の意味はわかっているんですが、この表は、ほかのデータは皆、平均されて、同じように水銀のところもそういう書き方がされている。しかし、基準を超えたことがあるんじゃないかと、それをこの表の中で明らかにしろということだと思っていますが、備考に書くというふうなことでも理解できますか。

F 委員 : だから、僕は、この表で何か工夫してくださいと言っただけです。どうやってくださいとは言っていない。だから、備考の欄を使うんでもいいし。少なくとも、これ、1号炉は、平均かは別にして、いわゆる水準以下でしたよという結論になっちゃうんですよ、これ。だけど、突発的だったかどうかは別にして、自分たちで決めた規制値を1回、超えちゃったんですよ。どのくらいであるかは別にして。だから、そのことを後で2ページ目、3ページ目を、あるいは事務局へ行って、それを詳しく説明してくださいと言うのはいいけど、異常ありませんでしたというふうに読み取られる側の資料として捉えられたんでは、資料としては片手落ちだと言っているんです。

b 副会長 : おっしゃっている意味はよくわかっていますので、ですから、ここに例えば皆さんとお約束した年6回測定と備考欄に書いてありますね。その測定結果は、実は載せています、そういう意味では。そういった、当然、何かでとめていることは事実ですから、これは全く隠すつもりはありません。むしろきちんと公にして、こういうことだったから、皆さん、水銀の入ったものはきちんと分別して出してくださいねとお願いをしているぐらいです。そういった意味では、これをもって我々、正常に運転しています、何もありませんでしたなんて、毛頭言うつもりはありません。そういうことについては、別途、きちんとデータとしてお示しをしていきたい。

ここはあくまでも、環境保全協定書でうたった年6回測定の結果についてお出しをしているとご理解をいただきたいと思っています。ですから、これプラスアルファのデータを出した上で、きっちりとお説明をしていきたいと思っています。

F 委員 : しつこいようなんですけど、解釈論ではないんですけど、これ、出す側のほうの情報じゃないんですよ。受け取る側の情報なんですよ。だから、市民に開かれた情報なんですよ。しつこく言っているのは、これをどう読み取るかという問題だから、備考欄、こんなにあいているんだから、ここに米印を何か入れればいいじゃないですか。米印は何ですかと、1回だけちょっと異常値があるので、これはこういうふうには書きあらわさないけど、2ページ目、3ページ目、あるいは質問でお答えしますからということにないと、読み取る側の問題を言っているんですよ、これは。出す側の問題を言っているんじゃないんですよ、しつこいけど。

会長 : 備考で検討はできないですか。

b 副会長 : それはいいですけど、年6回、計量証明つきのもので全て出していますから、その辺をどう解釈するかだけなんですよ。

我々としては、異常事態については、別途きちんとご報告をさせていただきますし、公表をしているということでご理解いただけないのかということなんです。ですから、これは確かに出すほうの論理だとおっしゃいますが、別途もっとわかりやすく、きちんと何月何日、こういう形で出ましたということ報告しているわけですね。ですから、その辺で解釈できないのかなというところなんですけど、なぜここにまずは入れ込まなきゃいけないのか、年6回以外に、例えばあいたところに、例えば5月に出たら、それを5月に入れろと、そういう話ですね。

F 委員 : 別の資料というのは、せつかくこれを1年間まとめてデータとして出すわけですね。これでちゃんと遵守していますよという証明になるわけです、見る人によっては。じゃ、実際にこれ、2ページ目、3ページ目、見てない。別の資料になるわけでしょう。これを読んだ人がわかるようにしてあげてくださいねということなんです。だから、年6回ですよ。その測定はこうでした。6回はわかりました。たまたま6回かもしれないけど、でも、普通のときのところでぴょこんと出たんでしょう。それだって、これは結果なんだ。測定結果なんだ。これは異常結果なんだときちんとわかるようにしてやるべきじゃないですか。何でそこでこの表が違うんだと言い張るのか、私はそこが納得できない。前回、それを、趣旨を了解しましたと言ったじゃないですか。

b 副会長 : それで別途表をつくって出しましたよね。だから、要するにこれはそういう意味での、計量証明つきですというお話も当然そのときもさせていただいていますし、ですから、別にこれに入れても構いませんよ。入れても構いませんが、それで混乱しませんかということです。ですから、逆に言うと、我々は、それは異常事態ですから、きちんと異常事態は異常事態として、別途わかりやすい資料をつくってご説明すべきだと考えています。

F 委員 : 僕は混乱しないと思うけど、かえって誤解を招くよ、こっちのほうが。

b 副会長 : そうでしょうか。いや、別途資料をつくったほうがわかりやすいと思うんですけど。

F 委員 : だから、別途資料をつくるのはいいって。だから、ここに米印的な形で引

用できるようにしたほうがいいと言っています、僕は。オーバーしてとめて、それでみんなに、市民に対しても警告を先ほどしていると言いましたね。

b 副会長 : 言いました。

F 委員 : 全部一連のことをやるためには、米印ぐらいあってもいいんじゃないの。私、しつこいようだけど、そこは前回のことから、僕は全然ぶれてないつもりなんだけど。

b 副会長 : 我々は別途資料を出したので、それでよろしいかと思ったんです。

F 委員 : いや、僕はこの上で何とか。これだと、次の資料があるかどうかは、見た人はわからないよと言っている。

b 副会長 : これは地元協議会の資料なんですけどね。

F 委員 : 地元協議会であろうが、僕は今、これをしつこく言っているけど、初めて見た人は、「ああ、さようでございますか。」と言うだけで終わりますよ。

会長 : F 委員は3-2のこのA3サイズの手紙、この1枚でそのことはわかりたいと言っているわけ？

F 委員 : だから、究極のところ、そうですよ。だから、これは……。

会長 : 簡単にそういうことですね。

F 委員 : そうそう。だから、それを例えば備考の欄に異常があったことをどこか別紙の資料のところに行ける、飛ぶんだったら、ジャンプするんだったら、それを書きあらわしてください。

会長 : 事務局は、おわかりだと思いますが、専門的な立場で言うと、ほかの数値も、そうすると上下数値を全部入れるというふうに変ってくる。

F 委員 : いや、でも、それは……。

会長 : ということは、年6回測定というのが……。

F 委員 : いやいや、そうじゃなくて、自主規制値と決めたところがオーバーしたんだから、オーバーしていないところは別にいいじゃないですか、それで。オーバーしたんでしょう。唯一、水銀だけがオーバーしたんですよ。

会長 : わかっています。それは、私もよくわかっていますから。

F 委員 : その他のところは範囲内なんだから、別にこれはこれでいいじゃないですか。範囲内なんだ。間違っていた規制値だったとしても、みんなで決めた規制値なんだから。

会長 : いやいや、事務局は、それを整合させるのはもう一つの備考をつくらないといけないと言っているわけですね。それで、そこに高い数値を入れるかどうかということを答弁しているんですが。

会長 : どうぞ。

N 委員 : 要するにこれ、地元協議会に対して理解を求める資料ですから、誤解ないようにしたほうがいいと思います。ただ、事務局の規定に基づいた環境測定結果がこうでしたという事実も示したいという気持ちもよくわかるんです。けども、F委員の言われるように、これを見て、特別なことがあったら特別に出した、その資料があるじゃないかと言っても、ものすごい資料がたくさんありますね。その全部を私も覚えていません。今回、協議会にこれが出

たよと。これを見れば、確かに何もなければ、問題なかったんだと思っちゃいますね。だから、最高値を我々は望んでいるんじゃないで、規制値をオーバーしたような異常時は、異常があったということをも米印ぐらい打ったっていいじゃないですか。少なくとも地元協議会に出す資料としてはね。それで、おたくの組合としてのきちんとし測定結果としては別に、米印がある、何だあって逆の質問が出ちゃうから、それはそれで保管されればいいじゃないですか。少なくとも我々に対する資料のときには、米印があったほうが私もいいと思いますね。

b 副会長 : これはこれで、環境測定の結果ということで出しています。ですから、これと同じように、例えば周辺大気測定で別紙のとおりと書いてあります、これと同じように、何らかの形でそういう自主規制値をオーバーした場合については、別紙の備考に何か書いて、別紙のとおり規制値をオーバーしたところがありますというようなことでデータをつけるということでいかがでしょうか。

A 委員 : ちょっといいですか。

会長 : いいです。どうぞ。

A 委員 : 議事進行に関して。若干認識の違いもあったように、両者の意見を聞いていると、そういう部分もあるかなと思いますので、もう1回、次回でも。

まだ議題、全然終わってないんで、両者の議論はよくわかりましたんで、まとめていただきたい。また考えていただければ、対応を含めよろしく願います。

### 3 その他

#### (1) ふじみまつりについて

会長 : わかりました。議事進行いたします。

積み残しになりますが、ここを考えたいということにいたします。

それでは、これも含めて議事を先へ進ませていただきたいと思います。その他、2項目、ふじみまつりと次回日程。まず、ふじみまつりについて、説明をお願いします。

L 委員 : 概略をご説明させていただきます。

実行委員の皆さんのご協力をいただいたおかげで、内容も確定し、実施をすることになりました。こういう形でチラシも作成をすることができたので、私どもでは、このチラシを使いまして皆さんに周知していこうと思っています。

内容的なことを申しますと、中段のところにもいろいろとマークが入っていますけれども、こういったような形のものです、組合の中を使ってやりたいと思っています。

今回、新しくご協力等々をいただいたところで申しますと、おもちゃの病院さん、調布消防署深大寺出張、JAXAさん、囲碁の交流会です。

こういった形で、盛りだくさんの内容で皆さんに楽しんでいただければなと思っていますところでございます。これを広報として使うこと、使う分も考

えておりますし、あるいは委員さんのほうにお願いして、各地域でチラシを掲示をしていただいで、早目のお知らせを考えているところでございます。

会長 : 質問、ありますか。お願いいたします。

C委員 : 3点、質問がございまして、これに荒天時中止と。荒天時と、雨とどうなんでしょうか。荒天時というのはどういう気候。それが1つです。

それから、これ、前は三鷹、調布の各世帯に配布した、ポストへ投函したと聞いていますけど、今回はどうなんでしょうか。第2点目です。

それから、市の広報で、いつごろ広報されるのか。できたらタイミングを見て、早目にやっていただきたいと思います。

L委員 : 1点目の悪天候時でございますけれども、これについては、台風とか、そういったところがあったような状況を考えておりますので、通常の雨天の場合は実行させていただこうと思っております。

2点目のチラシの配布等につきましては、地元協議会の「三調だより」を皆さんに定期的お配りしておりますので、表面をふじみまつり、裏面を環境測定のものという形で、今月末に皆さんにお配りする予定です。

広報につきましては、「広報みたか」の11月2日号、「市報ちょうふ」の11月5日号と、それぞれ両市の広報に、内容を載せさせていただく予定でございます。

それと、ごめんなさい。私どものふじみの広報をご存じかと思っております。これを全戸配布させていただいておりますけれども、これを使った一面と、それから、また裏面という形で、ふじみの広報としても、これを皆様にお配りをさせていただくようにしておりますので、できるだけ両市の皆様隔々まで、周知していきたいと、今考えているところです。

会長 : C委員、よろしいですか。

C委員 : わかりました。

会長 : ほかにございますか。なければ、ご了解いただきたいと思います。ご協力をまたお願いしたいと思います。

## (2) 次回日程

会長 : 次回日程、来年の話ですが、事務局案は2月19日、まだご予定は。

F委員 : 質問。前回のときに、回数が少ない。増やす方向でちょっと検討していただけるようなお話の内容があったと私は記憶しておるんですが、私の記憶間違いですか。

b副会長 : 皆様のご要望があればと、そういうようにお答えしました。まずはご要望あれば。

会長 : b副会長は皆様のご要望があればと言っていますが。今年は結構増やしてきたんじゃないですか。予定よりもやったですね。

F委員 : 1回だけ増えただけでしょう。

会長 : もっと増やすの。

F委員 : いや、だから、それは検討して、何か話が出てくるんじゃないかなんていうニュアンスで終わったような気がしますけど。

b 副会長 : 先ほどお答えしたのは、皆さんの要望があれば、当然お応えしますという言い方をしました。ですから、我々の意思をもってというよりは、この協議会の中でもう1回やるべきだという議論が当然あれば、私たちはお受けしますという話をさせていただいたと思います。

会長 : 他の委員の方で、関連した問題でご発言ありますか。どうぞ。

C 委員 : 前はデータの集積というんですか、実績が決まるのが何か月後のというので、それが決まらなると表ができないというので、たしか表のほうを優先したらどうかとご提言したと思いますけど、その辺どうなんでしょうか。

会長 : 作業期間はどう。

b 副会長 : 今、大体3か月単位ということでまとめている状況ですから、それ以外の議論があればというように。

会長 : 12月までまとめると、2月になりますね。

b 副会長 : 期間は、10月、11月、12月ですね。

会長 : 提案どおり、確認させていただきたいと思います。2月19日木曜日。

それでは、約束時間を過ぎましたが、実はまだ1つ積み残して、最後にあります。次回会議は2月19日、ご確認いただきます。

### (3) その他

会長 : 最後に、地元協議会は、皆さんの意見を全部吸い上げたほうが好ましいと思っていますので、E委員から、自分の言っていることはこうなんだ。私は、先ほど私の見解として整理をして、十分回答されているというふうに申し上げましたけれども、E委員のほうで、こういう点が問題だという資料を提示して、ご意見があるようですので、資料をお配りしていただきたいと思います。

(資料配付)

会長 : E委員、大変申しわけないんだけど、45分ごろ終わるように。問題点、こういうことを検討してほしいんだということを述べてください。

E 委員 : お時間いただき、ありがとうございました。

それで、一番大事なのは、我々が浴びている水銀の量。それがどのぐらい浴びているのか、それを知りたい。だから、逆に言うと、とめたから、どうのこうのとか、0.05でとめたから、それでいいんだということではないので、次に、これから、先ほど言ったように、疫学調査という部分も、漏れ出た後の話。漏れ出るまでの話というのは、設備がいかにかうまくできているか、もしくは欠陥があるなら早く直したほうがいい。そういう意味で、会長が言われたように、性能を高めるとはというのが1点。

検査ということは、当初のルールから、性能が提示されているかどうか。実際に出ているかどうかを検査するんで、それを高めるための検査というのはあり得ない。逆に言うと、検証するというけれども、我々は商品を買って、それがうまく使えるかどうかということを試してみるということ、それは所有者だからできることであり、それは素人だからできないということではなくて、自分たちの必要なものを注文した。そこには専門性というのは何も必要

ない。そこの部分を誰も説明していないのですね。我々は素人です。素人というのは市民で、市民というのは生活があって、生活を我々自身守る。そういう意味合いで見ると、この設備も人がつくったからわからない。そうではなく、その本質的なところ、例えば0.05を決めました。どこではかるんですかと。いいかげんな数字の計器を入れれば、それは広がらないかもしれない。たけど、きちんとした計器を入れるとアラームだけは出ています。

じゃ、実態はどうなのかという部分については、つまり、一番最初に見せたような、こういう形で水銀というのは変わってくる。それは、今は0.05の測定限界がありますよ。これを0.2で、上の部分がわからないということになると、これは誤解していくことになる。そうじゃなくて、実態を見た上で、どういうふうにしたらいいのか。そこを誰でもわかるような形で、我々の住民同士の中で共有する必要がある。それは専門家に任せて済む話ではない。そこの部分が専門家でなければわからないとか、素人でないと判断できないとかという話などは成立しないし、今、安全衛生委員会の中で施設に関して精通している人は1人しかいない。

そういった中で、この水銀の話というのは、今まではそれほど手がつけられていません。それは、中身がわかっているのかもしれないけれども、わかるような資料が出ていないからです。私は、同じ住民として、そこの設備をもう少しわかってほしい。そういう意味では、今のいろいろな資料というのを多角的にする必要があって、これで終わりですよということはありません。だから、私はこういう資料をつくりました。

それで、実態の0.2というのは、この下限の測定値を排除する。実際にもっと大きく出ているんですよということ自体は、私はイメージとしてつかんだほうがいいと思う。

それから、次の話は、数字として計算しても、どこをどう積算しているかわからない。実態がわからない以上は、数字の問題になってしまって、例えばどう解釈していいかわからない。問題は、答えをどう解釈する。ただ、それをこういうふうな形で書きました。

その次の話は、一番大事な話だと思うんですが、責任分界点。これも93.1%という数字がどこから出てきたかといえば、これは今の運用をしている側から出てきた話で、設備をつくった側からの話では、93.1ということはありません。なぜかという、93.1では設計できない。もう少し具体的な数字でつかめないと、金額は出てこない。これは、金額が出るということは、形は決まっているということで、今、見ているように、除外設備も大きさが決まっていますし、中の内容も決まっていますし、そうすると、それによって出てくる性能というのは決まっているわけで、これは何も性能を高めたことではなくて、もともと違った数字のものをつくっている。それが性能が悪ければ数字で出てこないし、数字は、性能が確保されたとしても、要求水準以上は望めない。それを今までは何も検証しなかった。確かめていない部分があって、それを確かめなさいよということだけをただ言っているだけだよ。

ただ、今、ここで見てもらうとわかるけれども、2枚目のこの中では、水銀が出てくる可能性というのは3カ所で、この3カ所部分で、一番最後の除外設備から出てきた数字がきちんとした、大体数字でできるようなものが出てくれば、これは性能が出ているなと思うけれども、これが出てないとすると、焼却灰で出ている可能性がある。焼却灰が出たときには、今まで大きな70グラムという、そういった水銀量が入っているから、おそらく事業系ですよという仮定は成り立っているんですけど、その仮定も覆してしまうことになる。

だから、推定の部分と、あとは単純なことです。非常に単純なことですけれども、ここでは1時間当たりの濃度を見ます。だけど、搬入時は、1時間当たりの搬入ではなくて、ごみの量のようなのですから、何グラムという1つの数字です。それを2時間でやるのか、4時間でやるのか、8時間でやるのか、要はその処理が違うわけです。だから、その部分の時限的な話がつながっていないということで、これは工学的には、つなげたような話にしななければ、その水銀量そのものがおかしくなると私は思う。だから、その部分はきちんと説明するのは、次元を合わせてやるためには、クレーンで1回、3分です。それを1時間に何回入れたかといって、1時間当たりの本数が出るわけですから、2回とか、3回とかいう話で、1回やって幾らというだけの話の中の数字だけでは実態を把握していることにならないんです。だから、その部分はきちんとやれば、実態に近いもので、できれば、今回はもう少し細かい事例をもってわかるように説明できればいいかなと。ただ、今は、これが何もない段階では責任分界点もはっきりしないだろうと思うので、責任分界点の中で、建設にかかわるところについては品質保証をしている。3年間で問題が起きないようにしましょうと。それは、もう期限が1年半しか残っていない。

会長 : その話は、今までも了解していますので。

E委員 : 一応そういうことで、私はこの資料をつくったので、次回、できれば、これを詰めた状態でご報告させていただければありがたいなど。

会長 : 今、E委員の意見を資料としてお配りいたしました。時間がありませんので、今日、議論するつもりもありませんが、専門的な問題で、皆さんとこれは共通の土俵で議論をするというのはなかなか難しい。私も理解できない部分があります。安全な施設でありたいという願いは皆さん一緒でありますから、この問題についてどのように考えるのかについて、専門委員会の委員長に見解を求めるといふような手続を経た上で、次の対応を考えたいと思いますが、そういうことでよろしいですか。

—「結構です。」の声あり—

E委員 : 一言。私は反対です。私が反対している理由は、我々の問題です。被害を受ける側の話なので、被害を受ける側が理解する必要があります。

会長 : 私の問題だというのは、私たちの問題だというのはさっき申し上げたように、みんな共通して安全な施設でありたい。あなたの疑問について、私レベルで議論をこの場でしても、生産的な結論は得ることができないと考えています。私自身がそうなんですから、そういう意味で、専門委員会の委員長見

解をお伺いした上で再度考えたらよろしいと私は提案しているわけで、それでよろしいですね。

C委員 : その前に、前回の議事録にD委員の回答がありますね。これを読み上げますと、「この焼却場は、リサイクルカレンダーの燃やせるごみを燃やしたときに、数値が守れるような仕様になっています」と。水銀というものは有害なものですから、当初から燃やす予定はないわけです。ですから、当然、「水銀が何グラム入ったときに0.05を超えないような仕様はどこにも入っておりません」と、これは何回も言っているんですよ。

結局、水銀が入っても、ボタン電池の小さい電源1個か2個は活性炭か何かで除去できると。それから、0.05というのは通産省か何かの、要するに焼却場の1つの数値であるというふうに私は理解しています。

だから、その前に、E委員に、やはりもう少しこの点の説明をして、水銀が燃やせるごみに入っているからこういう事態になっているんだと。それを除去すれば何の問題もないということをD委員は何回も言っているんですね。だから、ここら辺の意見をまずとっていただいて、それでももう少し検討したらいかがかと思います。

会長 : ありがとうございます。C委員の意見は、僕がさっき申し上げましたけれども、分別した可燃ごみを対象とした施設。あらゆるごみを対象にしているわけではないんですね。もちろん水銀などは対象外なんだ。それは、そういう意味で僕は、E委員の質問については、我々は事務局回答で理解したというふうに申し上げて、さらにそれを超えて新たな意見ですから、我々は専門会委員長見解を手にして、さらに理解を深めるということではよろしいのではないかと、そういう手続をとったらどうかと私は考えているわけで、皆様のご了解をいただいて、新たにもいいです。

E委員 : 管理者が、管理者が議会の中で説明しているんです。話をしているんです。ここは取れますよ。その補足説明として、b副会長のほうがこういうふうに93.1%取れますよという補足説明をしているんで、ここの設備は、今言ったように、もともとはそういう話です。けども、この設備は取れると言っているんです。これだけの量が取れますよと。私が計算した中の、これも中間テストの中で取れますと書いてあった。取れると言っている以上は、設備があって、能力がありますよと。

私が責任分界点と書いた部分は、収集側の責任分界点です。処理側の責任分界点もあります。それが一緒くたになって、入っているんですね。

会長 : わかりました。

E委員 : そういう意味で、今、誤解が多いんです。

会長 : 今の問題も、僕がさっき言いましたけれども、廃棄物総合処理研究報告に示されたものに適合しているわけで、それが93.1ということなんであって、管理者が言ったか、言わないかという問題ではなくて、僕らはそういう現に社会的に通用している数値を、式を理解しているわけです。

そういう意味で皆さんにお諮りを申し上げました。ただいまご賛同をいた

だいたいで、お諮りしたような手続を次の協議会までに明らかにさせていただきたいと思います。

以上です。

約束の時間を大変超過しました。いつも超過するようで申しわけないです。これで会議を終わります。ご苦労さまでした。

—— 20 : 55 散会 ——